

## 資料 2

### 諮詢事項

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

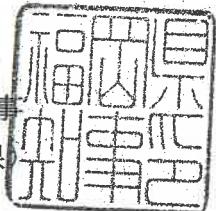


写

4自第475号  
令和4年8月9日

福岡県環境審議会会长 殿

福岡県知事  
(環境部自然環境課)



### 帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

##### 1. 諒問事項

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

##### 2. 諒問理由

法第29条第1項の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができるとされている。

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区については、令和4年11月14日をもって存続期間が満了するが、引き続き森林に生息する鳥獣の保護を図る必要があることから、当該区域を特別保護地区に再度指定するため、諮問を行うもの。



4自第 号  
令和 年 月 日

福岡県環境審議会会长 殿

福岡県知事  
(環境部自然環境課)

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について(諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諒問事項

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

2 諒問理由

法第29条第1項の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができるとされている。

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区については、令和4年11月14日をもって存続期間が満了するが、引き続き森林に生息する鳥獣の保護を図る必要があることから、当該区域を特別保護地区に再度指定するため、諮問を行うもの。



## 帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

福岡県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、令和4年11月14日をもって存続期間が満了する帆柱山鳥獣保護区特別保護地区について特別保護地区の再度指定を予定している。

### 帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の沿革

昭和32年に3,600haを禁猟区に設定し、昭和37年に禁猟区3,600haを保護区に変更。昭和38年法改正により、従来の禁猟区を鳥獣保護区へ、鳥獣保護区を特別保護地区へ移行。昭和57年に畠貯水池一帯、河内貯水池一帯、皿倉山・権現山・帆柱山～尺岳・金剛山一帯1,074haを特別保護地区に設定し、10年毎に更新し現在に至る。

### 1 帆柱山鳥獣保護区特別保護地区について

#### (1) 特別保護地区の区域及び面積

##### (ア) 皿倉山～尺岳地区

北九州市のうち、国有林遠賀川森林計画区（以下「国有林」は遠賀川森林計画区。）、3092林班「い」、「わ」、「か」、「よ」、「よ1」及び「そ」の各小班、国有林3093林班（「い」小班を除く。）、国有林3094林班（「い」、「ろ」、「ろ1」、「ろ2」、「は」、「と」及び「と1」小班を除く。）、国有林3095林班「そ」、「そ1」、「ね」、「ね1」、「ね2」、「ね3」及び「ね4」の各小班、民有林遠賀川森林計画区（以下「民有林」は遠賀川森林計画区。）608林班「6-1」、「6-2」、「10」から「12」まで及び「40」から「44」までの各小班、民有林609林班「5」、「6」、「7-1」から「7-4」まで、「8」、「9」、「10-1」、「10-2」、「11」、「38-6」、「42-1」から「42-3」まで、「43-1」から「43-13」まで、「44-1」から「44-8」まで、「45-1」から「45-25」まで、「46-1」から「46-4」まで、「47-1」から「47-23」まで、「48-1」及び「49-4」から「49-6」までの各小班、並びにこれらの林班及び林小班に囲まれた区域、北九州市生活環境保全林管理道以南の皿倉山ケーブルカ一敷地並びに国有林3088林班、3089林班及び3090林班の境界の交点を起点とし、国有林3090林班の西側を北方へ進み更に北側を東方へ進み民有林743林班「7」小班の北側を経て奥畠川に至り、同川を下流へ進み黒川に接続し、同川を上流へ進み音滝川に至り、同川を上流へ進み国有林3091林班に至り、同林班の南側を南西へ進み国有林3092林班「い」小班へ接続し、同小班の西側を北方へ進み国有林3091林班「る」小班に接続し、同小班の西側を北方へ進み更に北端から南方へ進み国有林3095林班「て」小班に接続し、同小班、「あ1」、「ゆ」及び「す」の各小班の北側を南東へ進み国有林3091林班「う」小班に接続し、同小班の東側を南東へ進み小倉南区と八幡西区との境界線に至り、同境界線を南方へ進み小倉南区と八幡西区及び直方市との境界線分岐点に至り、八幡西区と直方市との境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

##### (イ) 河内貯水池地区

北九州市八幡東区のうち、主要地方道北九州小竹線と河内貯水池堰堤の左岸との交点を起点とし、堰堤の右岸へ至り、北九州市道大字大蔵 26 号線に接続し、同市道を北東へ進み 3097 林班「ろ4」小班に至り、同小班の西側を南東へ進み「に」小班に接続し、同小班の西側を南西へ進み「へ1」小班の北東端に至り、同小班の東側を南方へ進み「へ」小班に接続し、同小班の東側を南方へ進み「へ1」小班に接続し、同小班の東側を南方及び西方へ進み「へ2」小班へ接続し、同小班の東側を南方へ進み八幡東区と小倉南区の境界線へ至り、更に南西へ進み「へ8」小班に接続し、同小班の東側を南方へ進み更に南側を西方へ進み「へ7」小班に接続し、同小班、「わ」、「る」及び「ぬ」各小班の南側を西方へ進み、更に「ぬ」、「ぬ1」、各小班の西側を北西へ進み市道大字大蔵 25 号線の猿渡橋の右岸に至り、同橋を経て主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を北西に進み水無橋を経て更に北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

#### (ウ) 畑貯水池地区

北九州市八幡西区のうち、主要地方道小倉中間線と畑貯水池堰堤の左岸との交点を起点とし、同堰堤の右岸へ至り、市道東石坂町畠町1号線に接続し、同市道を北東及び南東へ進み主要地方道小倉中間線に接続し、同主要地方道を西方に進み起点に至る線によって囲まれた区域

林野	農耕地	水面	その他	合計
961ha	- ha	101ha	12ha	1, 074ha

#### (2) 特別保護地区の存続期間

令和4年11月15日から令和14年11月14日まで（10年間）

#### (3) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### (4) 生息する鳥獣類

○印は一般的に見られる鳥獣。下線は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項に規定する希少鳥獣。

##### 鳥類

ヤマドリ	キジ	オシドリ○	ヨシガモ
カルガモ	マガモ○	オナガガモ○	<u>トモエガモ</u>
コガモ	カツブリ	キジバト○	アオバト
カワウ○	<u>ミヅゴイ</u>	ゴイサギ	ササゴイ

アマサギ	アオサギ○	ダイサギ	コサギ
バン	ジュウイチ	ホトトギス○	セグロカツコウ
ツツドリ	カツコウ	ヨタカ	アマツバメ
ヒメアマツバメ	ヤマシギ	イソシギ	ミサゴ
ハチクマ	トビ	<u>オジロワシ</u>	ツミ
ハイタカ	オオタカ	<u>サシバ</u>	ノスリ
ケアシノスリ	コノハズク	フクロウ	アオバズク
アカショウビン	カワセミ	ヤマセミ	<u>ブッポウソウ</u>
アリスイ	コゲラ○	アオゲラ○	チョウゲンボウ
チゴハヤブサ	<u>ハヤブサ</u>	<u>ヤイロチョウ</u>	<u>サンショウクイ</u>
コウライウグイス	サンコウチョウ	モズ○	<u>アカモズ</u>
カケス	ミヤマガラス	ハシボソガラス	ハシブトガラス○
キクイタダキ	ヤマガラ	ヒガラ	シジュウカラ○
ヒバリ	ツバメ○	コシアカツバメ	イワツバメ
ヒヨドリ○	ウグイス○	ヤブサメ	エナガ○
オオムシクイ	メボソムシクイ	エゾムシクイ	センダイムシクイ
メジロ○	<u>ウチヤマセンニユウ</u>	キレンジャク	ヒレンジャク
ミソサザイ	ムクドリ	コムクドリ	カワガラス
マミジロ	トラツグミ	クロツグミ	マミチャジナイ
シロハラ○	アカハラ	ツグミ	コマドリ
ノゴマ	コルリ	ルリビタキ	ジョウビタキ
イソヒヨドリ	エゾビタキ	サメビタキ	コサメビタキ
キビタキ○	ムギマキ	オオルリ	スズメ
イワミセキレイ	キセキレイ○	ハクセキレイ○	セグロセキレイ
ビンズイ	タヒバリ	アトリ	カワラヒワ○
マヒワ	ベニマシコ	オオマシコ	イスカ
ウソ	シメ	コイカル	イカル
ホオジロ○	カシラダカ	ミヤマホオジロ○	アオジ○
クロジ	オオジュリン		

### 鳥類(外来生物)

※特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条に規定する特定  
外来生物

コジュケイ カワラバト ガビチョウ※ ソウシチョウ※

### 獣類

ニホンザル	ニホンノウサギ○	タヌキ	アカギツネ
ニホンテン	アナグマ	ニホンイタチ	チョウセンイタチ
イノシシ○	ニホンジカ		

### (5) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該特別保護地区内では、イノシシによるタケノコ被害がみられる

### (6) 特別保護地区指定の理由

特に帆柱山鳥獣保護区の中でも、北部に位置する皿倉山、権現山及び帆柱山一帯並びに南部に位置する尺岳及び金剛山一帯は、標高差による樹木、草木の種類が豊富であることに加え、広葉樹林がこの地区の概ね2分の1を占めて群生しており、自然性の高い林分も見られ、生息する鳥類の種類数、生息密度が安定して高く、鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。また、両地区を南北に結ぶ稜線部分については、シイ・カシ二次林の広葉樹林帶であり、渡り鳥の目標として重要な区域となっている。さらに、多数の水鳥が渡来する2つの貯水池とその後背地の広葉樹林を含む森林一帯は、鳥獣の水場、餌場として重要な区域となっている。

これらのことから、帆柱山鳥獣保護区内でも特に保護を図る必要がある区域であると認められるため、県指定特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

### (7) 保護管理方針

ア 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、隨時巡視を行う。

## 2 公告・縦覧の結果

法第29条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、令和4年6月21日に告示し、同日から7月4日までの2週間、指針案等を縦覧に供したが、住民等から意見書の提出はなかった。

### 3 意見照会結果

法第29条第4項において準用する法第28条第3項の規定に基づき、北九州市に意見照会を行ったが、異議がある旨の回答はなかった。

また、利害関係人として河内自治区会、日本製鉄九州製鉄所、折尾獣友会、八幡獣友会、日本野鳥の会北九州支部、特定非営利活動法人帆柱自然公園愛護会、北九州農業協同組合、北九州市森林組合、福岡森林管理署にも意見照会を行ったが、異議がある旨の回答はなかった。

### 4 公聴会の開催その他必要な措置について

利害関係人等からの異議はなかったため、法第29条第4項において準用する法第28条第6項に基づく公聴会の開催等の措置は講じなかった。

## 鳥獣保護区及び特別保護地区制度の概要

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥 獣 保 護 区	鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認めるととき、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して指定（法第28条第1項）	○狩猟を禁止 (法第11条第1項) ○営巣、給餌等保護繁殖施設設置に係る受忍義務 (法第28条第11項)	20年以内 (本県では10年) 期間は更新可 (法第28条第7項)
特 別 保 護 地 区	鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる区域を指定 (法第29条第1項)	○開発行為を規制 <b>【要許可行行為】</b> ・工作物の設置 ・水面の埋め立て又は干拓 ・木竹の伐採 (法第29条第7項) ※ただし、鳥獣の保護上支障のない行為は許可不要 (施行細則第24条)	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県では10年) (法第29条第2項)

※鳥獣の保護に支障がないと認められる行為（施行細則第24条）

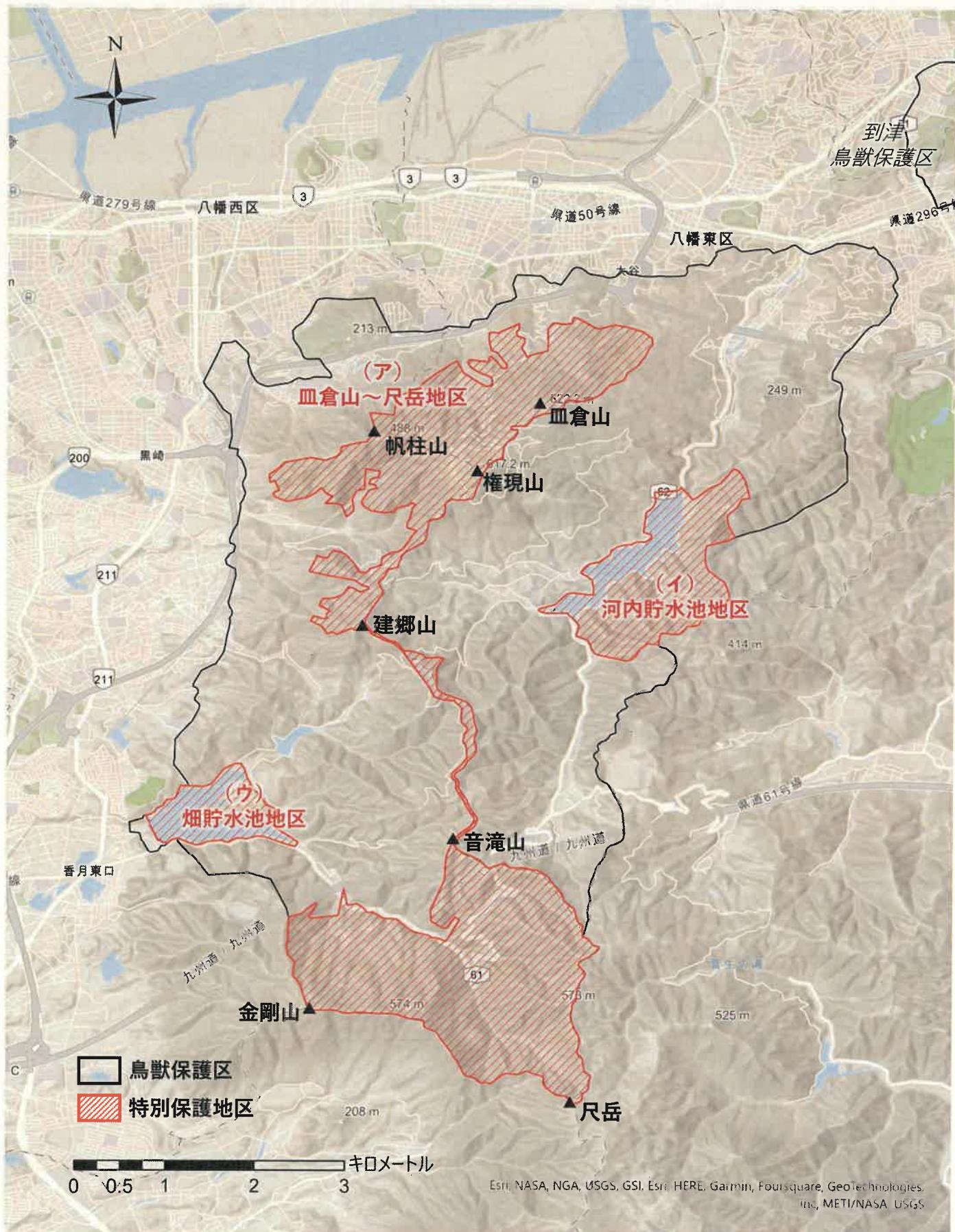
- ① 水面の埋め立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- ② 単木伐採、木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- ③ 次に掲げる工作物の設置
  - イ 住宅及びこれに付随する工作物
  - ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
  - ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
  - ニ 自家用道の送水施設又は自家用発電の送電施設
  - ホ その面積が30m<sup>2</sup>以内の休憩所又は停留所
  - ヘ その高さが5m以内の展望台
  - ト その延長が500m以内の歩道
  - チ その高さが3m以内であり、かつ、その長さが5m以内の公園遊戯施設
  - リ その面積が15m<sup>2</sup>以内の公衆便所
  - ヌ その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15m<sup>2</sup>以内の仮工作物
  - ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
  - ヲ その延長が500m以内の道路（軌道を含む）の改修のための工作物
  - ワ 自然木を利用した仮設軽索道
  - カ 既存工作物に付隨する工作物であって、その高さが5m以内であり、かつ、その面積が15m<sup>2</sup>以内のもの

- \* 法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- \* 施行細則：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）

## 帆柱山鳥獣保護区特別保護地区位置図



## 帆柱山鳥獣保護区区域図



(ア) 皿倉山～尺岳地区



皿倉山 登山口



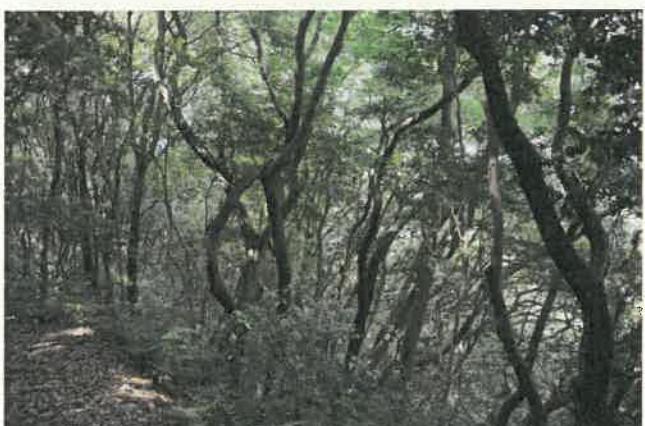
タブノキ巨木



スギ植林



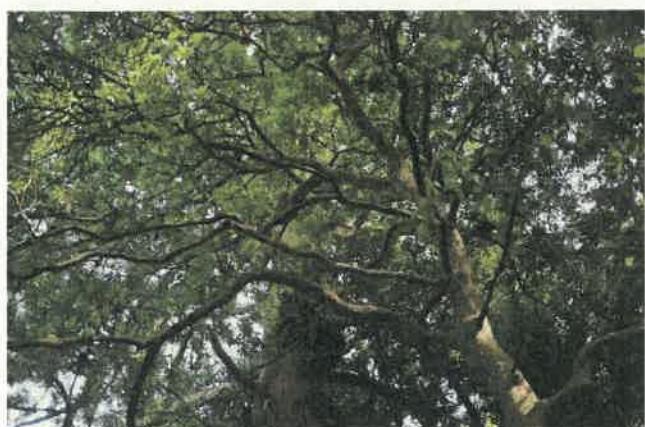
皿倉山中腹より頂上を望む



アカガシ林



アカガシ (ブナ科)



カゴノキ (クスノキ科)



スギ巨木林 (皇后杉)



尺岳山麓のシイ・カシニッケイ二次林



ケヤキの巨木



稜線部のシイ・カシニッケイ二次林



稜線部のタブノキ・ヤブニッケイニッケイ二次林



尺岳山頂から皿倉山を望む



アオゲラ



アオジ

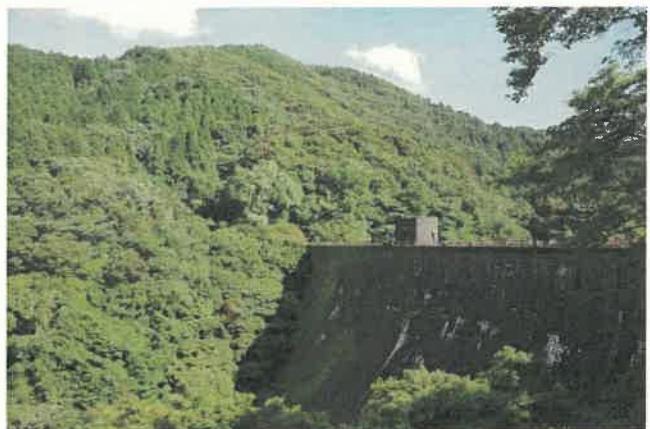


キビタキ

## (イ) 河内貯水池地区



河内貯水池 全体図



堰堤と周辺の森林



堰堤付近の右岸



シイ・カシ二次林と落葉樹二次林



河内貯水池から皿倉山を望む



オシドリ



オオルリ



ホオジロ

(ウ) 番貯水池地区



白木橋から貯水池を望む



尺岳神社とシイ・カシニ次林



湖畔域の常緑落葉混交林



タブノキ（クスノキ科）



ヤブニッケイ（クスノキ科）



シロダモ（クスノキ科）